高校生向け奨学金制度の拡充について

~がん遺児に加え、小児がん経験のある高校生を対象とした奨学金制度へ移行~

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長:外池 徹)では、平成 26 年に日本社創業 40 周年を迎えるのを機に「アフラック小児がん経験者奨学金」を新設し、平成 27 年度から、既存の「公益信託アフラックがん遺児奨学基金」(概要は別紙参照)と一本化した新制度「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」(※)として運営を開始します。

当社では平成7年から、がんで主たる生計維持者を亡くした高校生のための奨学金制度「公益信託アフラックがん遺児奨学基金」(受託者:株式会社りそな銀行)を当社代理店組織であるアフラック全国アソシエイツ会とともに運営し、これまでに1,900名を超える奨学生を支援し、奨学金給付額は累計で11億8,000万円を超えています(平成25年8月現在)。

今回の新制度では奨学生の対象者をこれまでのがん遺児に加え、自ら小児がんを患った経験を持つ高校生にまで拡大すると同時に、運営団体を「公益財団法人がんの子どもを守る会」とし、これまで以上に充実した制度として運営する予定です。

※制度新設については、内閣府に認可申請中(平成25年9月中旬取得予定)

■ 「アフラック小児がん経験者奨学金」制度の概要(新設部分)

1. 制度の趣旨

本奨学金は、<u>小児がん経験者で</u>経済的理由により学校教育法による「高等学校」「特別支援学校の高等部」「中等教育学校の後期課程」「専修学校の高等課程」の修学もしくは充実した学校生活が困難な方に奨学金の給付を行い、充実した学校生活のサポートを目的としています。

2. 募集人員(平成 26 年度)

全国で30名(1年生10名、2年生10名、3年生10名)程度

※平成26年度は既存の「公益信託アフラックがん遺児奨学基金」から120名程度を別途募集します。平成27年度からは、両制度を一本化した「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」で、合計150名程度の募集を行います。

3. 奨学金の額、給付時期および給付期間

給付額 : 月額 25,000 円 (年額 300,000 円)

給付期間:高等学校等在学中の期間(正規の最短修業期間以内) 給付方法:原則として7月、11月、3月に4ヵ月分をまとめて給付

4. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は、原則として返還を要しません。

当社では新たな奨学金制度の設立を機に、これまで以上に小児がん及び小児がん経験者に対する支援、ならびにがん遺児高校生へのサポートを推進してまいります。

■ 「公益信託アフラックがん遺児奨学基金」制度の概要(既存部分)

1. 制度の趣旨

「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により学校教育法による「高等学校」・「特別支援学校の高等部」「中等教育学校の後期課程」「専修学校の高等課程」の修学もしくは充実した学校生活が困難な方に奨学金の給付を行い、社会有用の人材を育成することを目的としています。

2. 募集人員 (平成 26 年度)

全国で 120 名 (1 年生 60 名、2 年生 30 名、3 年生 30 名) 程度

3. 奨学金の額、給付時期および給付期間

給付額 : 月額 25,000 円 (年額 300,000 円)

給付期間:高等学校等在学中の期間(正規の最短修業期間以内)

給付方法:原則として4月、7月、10月、1月に3ヵ月分をまとめて給付

4. 奨学金の返還

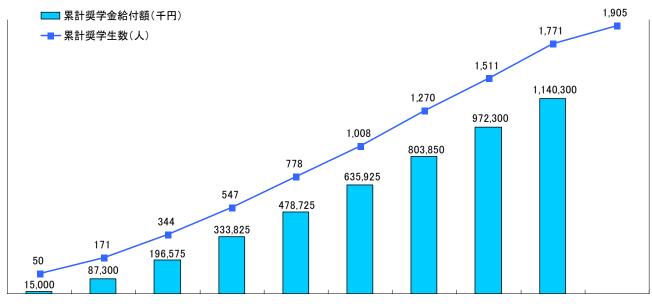
この制度に基づく奨学金は、原則として返還を要しません。

※当基金の受託者は株式会社りそな銀行です。

<参考>「がん遺児奨学基金」奨学生数の推移

平成 25 年度の奨学生 134 名を含め、奨学生累計数は 1,905 名にのぼっており、奨学金給付額 は累計で 11 億 4,030 万円*となっています。 (※奨学金累計給付額: 平成 25 年 3 月末時点)

奨学生および奨学金の推移(累計)



平成8年度 平成10年度 平成12年度 平成14年度 平成16年度 平成18年度 平成20年度 平成22年度 平成24年度 平成25年度